

令和2年度第1回利根町総合教育会議 議事録

令和2年12月21日 午後3時00分開会

1. 出席者

【町長】	町長	佐々木喜章君
【教育委員会】	教育長	海老澤勤君
	教育長職務代理者	武谷昭子君
	委員	佐藤忠信君
	委員	石井豊君
	委員	長岡純子君

1. 欠席者

なし

1. 出席事務局職員

【町長部局】	総務課長	飯塚良一君
	企画課長	川上叔春君
	財政課長	大越達也君

【教育委員会】	学校教育課長	青木正道君
	生涯学習課長	久保田政美君
	指導室長	池田恭君
	学校教育課長補佐	宮本正裕君
	学校教育課長補佐	布袋哲朗君
	学校教育課係長	坂本美奈君

1. 協議事項

議題1 利根町教育大綱(案)について

議題2 その他

利根町立小学校統合関係 進捗状況について

午後3時00分開会

○学校教育課長(青木正道君) 皆様, 改めましてこんにちは。ただいまより令和2年度第1回利根町総合教育会議を開会いたします。

初めに、佐々木町長よりご挨拶お願いいたします。

○町長（佐々木喜章君） 本日は、お忙しいところ第1回総合教育会議にお集まりいただき、ありがとうございます。

今年度は、コロナ禍による小中学校の臨時休校、その後の感染対策を講じながらの教育活動再開など、教育長初め、教育委員の皆様には非常に難しいご判断、また迅速なご対応をいただきまして、誠にありがとうございます。

県内でも、新型コロナウイルス感染が急速に広がっており、町内でも9名の新型コロナウイルス陽性者が確認されております。教育委員の皆様におかれましても、感染予防対策を取りながら、日々の体調管理等を含めた健康管理に御留意くださいますようお願い申し上げます。

さて、本日は、利根町教育大綱（案）について協議事項が提案されております。現在の教育大綱は令和2年度までの5年間の大綱であり、町の最上位計画である第5次利根町総合振興計画を1年前倒しして策定したこともございますので、整合性を図るとともに、ICTの整備等、教育の方向性が大きく変化中、教育の根幹となる教育大綱を改訂するものでございます。

教育委員の皆様の忌憚のない御意見を出していただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○学校教育課長（青木正道君） 続きまして、海老澤教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（海老澤 勤君） 本日は、時間を取っていただきまして、ありがとうございます。町全体の利根町総合振興計画があり、教育に関しましては、利根町教育大綱、最上位の計画があると思っております。町長の挨拶にもありましたが、令和2年度で計画年度が終了いたします。令和3年度から6年度までの4年間を見据えた計画策定となっております。続く少子化に伴い、令和5年4月に小学校の統合、さらにはGIGAスクール構想によるICT教育の進化などもございます。また、国、県その他の計画と整合性を図りながら、町の教育大綱（案）となっており、事務局よりご説明申し上げたいと思います。

また、小学校統合準備委員会が月1回のペースで開かれております。その進捗状況についてもご説明を申し上げたいと思います。

いずれにしろ、皆様のご意見を頂戴しながら、中身の濃い教育大綱、さらには小学校統合に結びつけていければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（青木正道君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、議事進行につきましては、利根町総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定により、佐々木町長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○町長（佐々木喜章君） 皆様の御協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○町長（佐々木喜章君） それでは、早速議題に入らせていただきます。

「(1) 利根町教育大綱（案）について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、説明に入る前に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されております「教育大綱」につきましてご説明させていただきます。

平成 27 年 4 月 1 日に法律の改正がございまして、教育大綱及び総合教育会議の規定が追加され、本町におきましても、平成 27 年度に総合教育会議を開催いたしまして、平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの 5 年間の「利根町教育大綱」を策定いたしました。その間に、本町の最上位計画である「第 5 次利根町総合振興計画」を策定し、また、「第 2 期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂もあり、整合性を図りながら「利根町教育大綱（案）改訂版」を策定しております。計画期間につきましては、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間としております。

それでは、「利根町教育大綱（案）改訂版」について、学校教育課布袋課長補佐より説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） それでは、私のほうからご説明させていただきます。

まず、参考資料、利根町教育大綱の作成指針という一枚の紙を御覧いただきたいと思います。

先ほど青木学校教育課長からもありましたとおり、平成 27 年 4 月に法律改正がありまして、本町におきましても、平成 27 年度に総合教育会議を 2 回開催し、「利根町教育大綱」を策定いたしました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項で、「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の实情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。」となっております。また、第 2 項で、策定または変更しようとするときは総合教育会議で協議をし、第 3 項で、大綱を定めたときは遅滞なく公表しなければならないとなっておりますので、本町におきましてもホームページで公表をさせていただいているところでございます。

また、この大綱の定義でございますが、大綱は、①でその目標や施策の根本となる教育指針を定めるものとしておりまして、②で国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し定めるとなっております。③で対象期間は、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることを鑑み、4 年から 5 年程度を想定しておりまして、前回の対象期間は、5 年間とさせていただいております。

裏面の真ん中辺りをご覧いただきたいと思います。

教育基本法の抜粋がございます。教育基本法第 17 条第 1 項で国の教育振興基本計画の策定について規定されておりまして、第 2 項で地方公共団体の計画策定について規定されております。地方公共団体につきましては努力義務の規定となっておりますので、本町におきましては、「第 5 次利根町総合振興計画基本計画」を本町の「教育振興基本計画」として位置づけまして、個別に教育振興基本計画は策定していないという状況でございます。

それでは、「利根町教育大綱（案）改訂版」についてご説明させていただきます。

現在の「利根町教育大綱」と「利根町教育大綱（案）改訂版」を見比べながら見ていただければと思います。

1 枚めくっていただきまして、「はじめに」ということで、佐々木町長のコメント、挨拶文を載せさせていただきますと思っておりまして、この部分につきましては、佐々木町長に一任ということで願

いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

もう1枚めくっていただきますと、左側が目次、右側が1ページになっております。

「1 教育大綱策定の趣旨」ということで、繰り返しになってしまいますが、本町におきましては、平成27年4月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、利根町総合教育会議を開催し、平成28年度から平成32年度までを対象とした「利根町教育大綱」を策定しましたが、昨今の我が国の社会情勢における少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化の中、町においては「第5次利根町総合振興計画」を策定したため、「教育大綱」を改訂いたしましたという内容にさせていただきました。

次の2ページをご覧ください。

「2 教育大綱とその他の計画との関連」ということで、国の「第3期 教育振興基本計画（平成30年から令和4年度まで）」、茨城県の「茨城県総合計画（令和3年度まで）」、茨城県教育プランの「いばらき教育プラン（令和2年度まで）」の3つの計画を参酌させていただいております。

また、左側の「第5次利根町総合振興計画」、「第2期 利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合性を図りながら策定をさせていただいております。

3ページの教育大綱の対象期間につきましては、国の教育振興基本計画の対象期間が5年でありまして、4年から5年程度を想定しておりますが、「第5次利根町総合振興計画基本計画」と「利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和6年度までになっておりますので、教育大綱も令和6年度までの4年間とさせていただきたいと思っております。

続きまして、3ページをお願いします。

「4 基本方針」は、「誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり」で、「第5次利根町総合振興計画基本計画」の基本方針を参酌してございます。

「第5次総合振興計画」では、社会全体で子どもたちを守り育てる体制を構築し、「学力向上」、「道徳教育」、「健康と体力向上」のバランスの取れた子どもたちの育成を目指し、また、英語教育、プログラミング教育など先進的な教育を推進するとともに、心の教育、幼、小、中、高、大学との連携を進めていけるよう努めてまいります。生涯学習分野では、町民が生きがいを持ち、うるおいのある地域づくりを進めるため、生涯学習活動、文化活動、スポーツ活動の推進を図り、また、町民とともに育んできた地域芸術、文化等、次世代へ継承してまいります。

「5 教育目標」につきましては、ホームページにも掲載してございますが、利根町の教育目標の5項目としており、変更ございません。

「6 教育理念」につきましては、海老澤教育長の就任時の抱負の中で、子どもたち一人一人が夢や希望に向かい、努力し、豊かな自己実現を図る教育を推進していきたいという「どの子も生かし、どの子も伸ばす」とさせていただきました。

「7 基本施策」ですが、こちらも「第5次利根町総合振興計画」の基本施策を参酌させていただいております。基本施策の横に、SDGs、持続可能な開発目標の17の目標に該当するロゴを今回より載せさせていただいております。17の目標のうち、4番目の「質の高い教育をみんなに」がすべてに該当す

るロゴですが、それ以外にも教育を推進する中で関連することがあると思われるものにつきましてもロゴを載せさせていただいております。

続きまして、6 ページ、A3 判のグランドデザインになります。基本方針から「第5次利根町総合振興計画基本計画」の基本施策、教育理念、利根町学校教育基本方針の3つの柱プラス2をまとめたグランドデザインとしております。

「利根町教育大綱（案）改訂版」の内容の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○町長（佐々木喜章君） ただいま事務局から説明がございました。本日この場で「利根町教育大綱（案）改訂版」を決定するのはなかなか難しいと思いますので、内容に関するご意見につきましては、次回の総合教育会議で委員の皆様から伺えたらと思いますが、現時点でご質問、もしくはご意見等がございましたらお願いいたします。レイアウトでも何でも結構です。何かございませんか。

○委員（佐藤忠信君） 2 ページの「教育大綱とその他の計画との関連」の図で「いばらき教育プラン」が令和2年度で終わるということで、それを一応参酌しているということですが、令和3年以降の「いばらき教育プラン」は、まだ決定していないと思いますが、概要等もわからない状況でしょうか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 現時点で確認したところ、まだ正式に決定しておりませんので概要につきましても分からない状況ですが、国の教育振興基本計画を当然県も参酌しておりますので、基本的な方針自体は変わりないと考えております。

○委員（佐藤忠信君） あと SDGs のマークが入っていますが、今後は関連づけていくような形でしょうか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） SDGs のロゴ、マークにつきましては、4 番の「質の高い教育をみんなに」以外にも3番の「すべての人に健康と福祉を」とか5番の「ジェンダー平等を実現しよう」など、「誰一人取り残さない」持続可能な開発目標という形で位置づけておまして、基本施策の取組、教育の中で結びつく部分があると思われ載せさせていただいております。

○教育長（海老澤 勤君） SDGs の17のロゴですが、茨城県の総合計画「新しい茨城」への挑戦という計画の中にも使われておまして、この計画を中心となって策定した方が現在の茨城県教育委員会教育長でございます。毎年、県の教育委員会から出されます学校教育指導方針の中に、新年度、来年度あたりに入ってくる可能性が高いと思っておりますので、ぜひともこの持続可能な17の目標SDGsを関連づけた新しい教育大綱にしたいということでお願いしました。

○委員（佐藤忠信君） それであれば、例えば2ページの「2 教育大綱とその他の計画との関連」で、SDGsの持続可能な開発目標について記載があると、ちょっとアピールになるのではないかなと思しました。

○学校教育課長（青木正道君） デザインになりますが、今現在、5 ページ、6 ページにスペースがありますので、SDGsの1から17までの目標を分かりやすく載せることができると思いますので、修正させていただきます。

○委員（佐藤忠信君） ホームページを見ても、このマークの横に説明文があつたりしますので、その方がより良いかと思します。

○町長（佐々木喜章君） ほかにないでしょうか。

なければ、次回の総合教育会議において「利根町教育大綱（案）改訂版」について決定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、大綱の内容等で何かご意見等があれば、後日でも結構ですので、事務局のほうにご連絡をいただければと思います。

続きまして、(2)その他に入りたいと思います。

利根町立小学校統合関係の進捗状況について、事務局より報告をお願いいたします。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本来であれば令和2年度当初に実施する予定の小学校統合意見交換会の開催がずれ込みまして、7月ようやく実施できたところでございます。その後、利根町立小学校統合準備委員会を立ち上げ、10月30日に第1回の準備委員会を開催し、月1回のペースで今後も開催をまいります。

配付資料の説明につきましては、学校教育課宮本課長補佐より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○学校教育課長補佐（宮本正裕君） 着座にて失礼いたします。利根町立小学校統合関係の進捗状況について、お手元資料に沿ってご報告いたします。

最初に、令和2年度におけるここまでの進捗状況ですが、主なものについてご説明します。

7月5日（日）と7月12日（日）に、町内小学校3校及び利根町文化センターで利根町小学校統合意見交換会を開催しました。開催趣旨につきましては、利根町小学校統合基本方針に基づき、令和5年4月に町内小学校3校を1校に、現在の布川小学校に、より良い統合を目指すため、保護者、地域住民の皆様からご意見等を伺うため開催したものです。教育委員の皆様にも、開催場所ごとにそれぞれご臨席いただいたところです。

次に、8月26日開会の教育委員会定例会において、9月定例会に上程する令和2年度利根町一般会計補正予算（第8号）に計上していました小学校統合準備委員会委員謝礼及び委員に係る共済保険料の小学校統合関係経費についてご承認をいただきました。

次に、9月30日開会の教育委員会定例会では、利根町立小学校統合準備委員会設置要綱の制定についてご承認をいただきました。要綱の制定に当たりましては、現在の布川小学校への小学校3校の統合に向け、必要な準備や課題検討などを行い、円滑に統合を図るために小学校統合準備委員会の設置が必要となることから制定したものです。

次に、10月8日に役場庁舎会議室で利根町立小学校統合準備委員会の設立に際して、PTA本部役員説明会を開催しました。出席者につきましては、各小学校のPTA会長と副会長1名のほか、3名のPTA本部役員の方及び利根町PTA連絡協議会の会長、副会長で、この説明会では、利根町小学校統合基本方針、それと利根町立小学校統合準備委員会設置の経緯及び概要、特に利根町立小学校統合準備委員会設置要綱についてのご説明をさせていただきました。

次に、10月23日開会の教育委員会定例会において、利根町立小学校統合準備委員会委員32名の委員委嘱についてのご承認をいただきました。

次に、10月30日に役場庁舎多目的ホールにおいて、第1回利根町立小学校統合準備委員会を開催しました。教育委員の皆様にもご臨席いただいたところです。

第1回目の会議では、委員の委嘱をはじめ、委員会の正副委員長及び専門部会の部会長、副部会長の選出、また、会議の開催スケジュールなどを委員にお示ししました。このほかの議事では、特に統合小学校の新校名の決定の方法について、小学校統合準備委員会のみで案を決めるのか、公募なのか、その他のものなのか、その決定方法を小学校統合準備委員会で諮り、公募と決定した次第です。11月9日から12月8日までの一月程度の公募期間でした。

次に、11月25日に役場庁舎多目的ホールにおいて、第2回利根町立小学校統合準備委員会を開催しました。第2回目の会議では、統合小学校の新校名案公募の途中経過報告のほか、統合に向けた多くの課題を検討するため3つの専門部会を置いています。その3つの専門部会ごとに分かれ、各部会長の進行により検討事項の整理と進め方について話しました。当日の検討事項の協議につきましては、限られた時間ではありましたが、総務部会ではスクールバスの運行について、PTA部会ではPTA規約について、学校運営部会では学校行事についてそれぞれ協議し、協議後は全体の会議に戻り、各部会から協議経過などの報告をしました。

以上が、ここまでの進捗状況となりますが、あさって12月23日には、第3回目の利根町立小学校統合準備委員会開催を予定しています。議事につきましては、12月8日が公募期限でありました統合小学校の新校名案の選定が主な議事となりますが、小学校統合準備委員会の議決事件では特に大きな案件となります。小学校統合準備委員会で決定した新校名案については、来月1月の教育委員会定例会でご承認をいただいた後、佐々木町長のご了承を得た上で、3月定例会に条例等の関連議案を提案したいと考えております。

最後に、今後、小学校統合に向けては、小学校統合準備委員会及び各専門部会が中心的役割を担っていきます。その開催については、おおむね月1回程度を目途に開催していきたいと考えています。

また、今後の小学校統合準備委員会開催につきましては、現在の状況下、コロナ感染拡大が懸念される中ではありますが、小学校統合準備は前に進めていかなければというものもございします。国、県、また町の開催要件に基づき、感染対策により配慮しながら開催していきたいと考えております。

以上で、利根町立小学校統合関係の進捗状況についての報告を終わります。

○町長（佐々木喜章君） ただいま事務局より利根町立小学校統合の進捗状況について報告がありました。今週の23日（水）にも小学校統合準備委員会が開催されるとのことですので、令和5年4月の統合に向け、今後も協議を進めてください。

以上で議題のほうは終了いたしますが、せっかくの機会ですので、何かございましたらよろしく願いいたします。

○総務課長（飯塚良一君） ここでご報告させていただきます。生涯学習センターでの住民票及び印鑑証明発行に関わる今後の内部手続についてでございます。

これまで住民課、企画課、生涯学習課で調整を行ってきたのですが、今後は、町長から協議書を教育委員会のほうに提出いたします。協議内容は、先ほどのとおり生涯学習センターにおける住民票の発行、

それと印鑑証明の発行についてでございます。町長から協議書が提出されましたら、担当課は生涯学習課になると思いますが、町長部局の起案から始まって、教育長決裁を経て教育委員会の承認という形になるかと思えます。その後、教育委員会から回答書を町長へ提出していただくような手続になります。教育委員会については、1月中のご承認をお願いしたいと考えております。

実施日時は細かくは決まっておりませんが、2月中には実施したいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

教育委員会では、住民票発行というのは基本的にはできない事務となりますので、町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則がございまして、この補助執行の中に一つ加えていくという形になります。補助執行の規定の中でどういう表現になるかという、今のところ案ですが、「利根町生涯学習センターでの住民票発行及び印鑑証明の発行に関する事」になるかと思えます。

発行はいたしますが、住民票の異動であるとかそういう事務は一切行わず、システムを利用して住民票を出力する事務をお願いすることとなります。よろしく願いいたします。

○町長（佐々木喜章君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） なければ、第2回利根町総合教育会議を閉会いたします。

午後3時32分閉会